生活関連施設整備項目調書(公園)

公園の名称	
公園の所在地	

1	出入口				適合状況	摘要		
4 1		1	幅	120cm以上				
			車止め柵の 間隔	柵等と柵等の間隔90cm以上				
り	↓上の出入口の ■	八	段の禁止	車いす使用者に支障となる段を設けない				
11197	-	=	路面	滑りにくい仕上げ				
		朩	視覚障害者 への配慮	出入口が直接車道と接する場合、視覚障害者誘導用ブロック の敷設又は舗装材の変化等による車道等との識別				
2	園路				適合状況	摘要		
		(1)幅員		120cm以上				
	1に守めて山	(2)	縦断勾配	5%以下				
	1 に定める出 入口に接する 1 以上の園路	(3)	水平部分	3%以上の勾配が30m以上連続する場合の30m以内ごと長さ150 m以上の水平部分の設置				
	の構造	(4)	段の禁止	車いす使用者に支障となる段を設けない				
	37 1132	(5)	路面	滑りにくい仕上げ				
		(6)	排水溝	つえ、車いすの車輪等が落ち込まない構造の溝ぶたの設置				
		(1)幅員		120cm以上				
		` '	手すり	手すりの設置				
					回り段の 禁止	回り段を設けない		
		(4)	踏面	滑りにくい仕上げ				
	階段の構造	(5)	踊場	高さ3mを超える階段の高さ3m以内ごと長さ120cm以上の踊場の 設置				
			階段の水平 部分	階段の上下端に接する園路に、長さ120cm以上の水平部分の設置				
			視覚障害者	階段の上下端に近接する園路の部分				
					誘導用ブロ ックの敷設	踊場部分		
	傾斜路及び踊 場の構造(ロ	(1)	幅員	90㎝以上				
		(2)	縦断勾配	5% (高さ16cm以下の場合は12%,高さ75cm以下の場合は8%) 以下				
Л		(3)	踊場	高さ75cmを超える場合、75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場 を設置				
	の階段に併設	(4)	手すり	手すりの設置				
	するものに限	(5)	転落防止	両側には転落を防止する措置				
	る)	(6)	路面	滑りにくい仕上げ				
			視覚障害者	階段の上下端に近接する園路の部分				
			誘導用ブロ ックの敷設	踊場部分				

3	便所				適合状況	摘要
		(1)車いす使用 者が利用で	車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間が確保され、腰 掛便座、手すり等が適切に配置された便房の設置			
		きる便房の 設置		用途面積2,000㎡未満の場合で、空間を確保するのが困難な場合は、車いす使用者が利用可能な便房の設置		
	便所を設ける	(2)出入口の幅	内のり80cm以	Ŀ		
場合の1以上の便	(3)戸の構造	車いす使用者				
所の構造		(4)段の禁止	床に段を設けない。			
	(5)床面		滑りにくい仕			
		(6)標示	便所及び便房 旨を表示			
П	ロ イ以外のトイレ 腰掛便座及び手すりを設けた便房を ある場合はそれぞれ1以上)設置			び手すりを設けた便房を1以上(男女の区分が れぞれ1以上)設置		
Л	男子用小便器の	のある便所	床置式で両側に手すりが配置されている小便器のある便所を 1以上設置			
二 便所の出入口は、2に定める構造の園路と接すること			ること			
4	4 案内板等			適合状況	摘要	
1	案内板等の構	(1)表示方法		者等が見やすく理解しやすいもの りやすい文字、記号、図など)		
	造	(2)視覚障害者 への配慮	点字等を用い	て視覚障害者が見やすいもの		
5	駐車場				適合状況	摘要
1	32 : 25 (223 : 2532 : 2733 : 213		(1)構造	幅350cm以上		
		責500㎡以上)を設 の構造の車いす使	(2)標示	車いす使用者用である旨を見やすく表示		
	用者駐車場を		(3)誘導表示	車いす使用者用駐車施設の位置及び経路の表示		
	経路	2に定める園路と	の間の経路に	は、移動円滑化経路を1以上設置		

整備が困難な理由・整備基準に代わる措置

	7 四年の左口 正備至十に147の11直					
整備項目	整備基準による整備が困難な理由	整備基準に代わる措置				
番 号						

供老	1	「海今州辺」	の欄にけ	次に上り記載してください

- ・整備基準に適合していないが、それに代わる措置を講ずる場合・・・・・・
- ・整備基準に適合していない場合 ・・・・・・・・・・・ ×
- ・整備基準が該当しない場合・・・・・・・・・・/
- 2 印の欄には、記載しないでください。
- 3 「適合状況」の欄に、 又は×を記載した場合は「 整備が困難な理由・整備基準に代わる措置」欄に必ず記載してください。また、整備が困難な理由がわかる図面等の資料を添付してください。